

# 11月12日(水)～25日(火)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間



閩人権政策課 ☎・☎(582)1116 FAX(582)0539

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、心身に長期的な影響を及ぼします。また、配偶者などからの暴力(DV)やストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力は決して許されない行為です。

## 性暴力について

望まない性的な行為は、性暴力です。性暴力は性別や年齢にかかわらず起こり、身近な人や交際相手、配偶者から被害を受けることもあります。

### 相談電話

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎#8891 (はやくワンストップ)

## DVについて

配偶者や恋人などからの暴力は、身体的暴力以外に、言葉による精神的・心理的暴力や、お金を渡さないなどの経済的暴力、家庭外の人間関係を遮断させる社会的隔離なども含まれます。

### 相談電話

DV被害者のための配偶者暴力相談支援センター ☎#8008 (はれれば)

## その他相談窓口

### ・女性・男性の悩み相談 (人権政策課)

☎・☎(582)1116

FAX(582)0539

### ・DV相談 (こども家庭相談課)

☎・☎(582)1137

FAX(582)1138



# 知らせよう あなたが あの子の声になる 11月は児童虐待防止推進月間



閩子育て応援室 ☎(582)1159 FAX(582)1138

児童虐待は、子どもの心身を深く傷つけ、健やかな成長や発達に影響を与える行為で、子どもの将来にも影響を与えます。家庭内でエスカレートし、発見が遅れると重大な結果につながることもあります。虐待から子どもを守るために、「子どもの様子がおかしい」と思ったら、ためらわずご連絡ください。

連絡した人の秘密は固く守られます。実際には虐待でなかったとしても、連絡した人が責任を問われることはありません。

## 児童虐待とは

### 身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、やけどを負わせる、戸外に締め出す

など

### ネグレクト

子どもだけを家や車に置き去りにする、食事を与えない

など

### 心理的虐待

子どもの前で家族に暴力をふるう、暴言、無視

など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性行為をみせる、ポルノ被写体にする

など

## 子どもの「たすけてサイン」の例

- ・子どもの激しい泣き声が続いている
- ・激しく子どもをしかる声や暴力をふるっている音がする
- ・子どもに不自然なケガやアザなどがある
- ・子どもが極端にやせていたり、栄養失調状態にいる
- ・子どもの衣服や身体が不潔なままでのまま
- ・子どもがベランダや戸外に出されたままになっている
- ・夜遅くまで子どもだけでいる
- ・子どもがおびえている

など

## 児童虐待の連絡、子どもに関わる相談

- ・市子育て応援室
- ・市子ども家庭センター
- ・県中央子ども家庭相談センター
- ・児童相談所 虐待対応ダイヤル(24時間365日受付)

☎(582)1159

☎(582)1112

☎(562)1121

☎189